

改正

平成30年3月13日中津市告示第54号

令和3年3月10日中津市告示第63号

中津市介護サービス基盤整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 中津市介護サービス基盤整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、大分県介護サービス基盤整備事業実施要領の規定に基づき、公的介護施設等の整備を行う者に対し、補助金を交付することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進し、もって高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができることを目的とする。

(交付の対象及び交付額)

第3条 市長は、大分県介護サービス基盤整備事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める交付対象事業について、補助金を交付する。

- 2 交付要綱第3条ただし書に規定する事業については、補助の対象としない。
- 3 補助金の交付額は、交付要綱による県の交付決定額と同額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、前項の規定による申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消

費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書等の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助の条件）

第6条 前条に規定する補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

（1） 補助事業の内容の変更をする場合においては、事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更をする場合を除く。

ア 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

イ 補助対象経費の20パーセント以内の増減、又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減

（2） 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けること。

（3） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業事故報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（4） この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

（5） 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。

- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）に定められている財産については、省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りでない。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が30万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、省令に定められている財産については、省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りでない。
- (9) 市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (10) 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金から減額して報告すること。
- (11) 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定したとき（仕入控除税額が0円の時を含む。）は、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第7号）により速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾

してはならないこと。

(13) 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によることとし、指名競争入札による場合は、中津市の例に準ずること。

(14) 事業を行う者が前号までの条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を市に返還させることがあること。

(15) 前各号に定めるもののほか、医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の運営について（平成26年9月12日老発0912第1号厚生労働省老健局長通知）の地域医療介護総合確保基金管理運営要領の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。

(交付の決定の変更等)

第8条 市長は、次のいずれかの場合において、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更し、又はその決定の全部若しくは一部を取り消したときは、補助金交付決定変更（取消）通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(1) 第6条第1項第1号又は第2号の承認をした場合

(2) 前条の報告を受けた場合

(3) 規則第8条第1項の規定により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(4) 補助事業者が規則第14条第1項各号のいずれかに該当する場合

(状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式第9号）により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は当該会計年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、

市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容（第6条第1項第1号又は第2号に基づく承認を受けたときは、当該承認を受けた内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき額が確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払い)

第13条 前条第1項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、第5条の規定による補助金の交付の決定の後に、当該決定した額の範囲内において必要と認められる額を支払うことができる。この場合において、前条第2項中「前項」とあるのは、「次条第1項」とする。

2 前項の規定により交付した補助金の額が、第11条の規定に基づき確定した補助金の額に満たない場合には、補助事業者はその不足する額について補助金交付請求書により請求するものとし、同条の規定に基づき確定した補助金の額を超える場合には、市長はその超える額について規則第15条第2項の規定に基づき返還を命ずるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、平成27年9月2日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した事業に係る第6条(第4号から第15号までに限る。)に規定する条件及び第10条から第13条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則(平成30年3月13日中津市告示第54号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年3月10日中津市告示第63号)

この告示は、公示の日から施行する。